

寄附金税額控除の特例『ワンストップ特例』について

ふるさと納税（自治体への寄附のこと）をされた場合、いわゆる『ワンストップ特例』の対象となります。

この制度を利用すると、お住まいの自治体と寄附を受付した自治体との間で通知をし、申告をしなくても、住民税から寄附金税額控除を受けることができます。

▣制度を利用できる方は、下記の①・②の条件全てに当てはまる方です。

①確定申告をする必要のない給与所得者であること

⇒年末調整をしていて、『年末調整をしていない給与収入+その他の所得額』が20万円以下の方 など

※年金収入400万円以下でその他の所得が20万円以下の方で、確定申告が不要とされている方につきましては、お住まいの自治体の住民税課税担当部署へ『ワンストップ特例』を利用できるかを事前に確認してください。

②1年間の寄附先の自治体数が5団体以下であること



医療費控除や扶養控除などの申告のため、確定申告や住民税申告をする場合は、寄附金についても申告をしなければ控除を受けられませんので、忘れずに申告してください。

▣『ワンストップ特例』の利用を希望される場合は、同封の『寄附金税額控除に係る申告特例申請書』を**翌年1月10日(必着)までに下記の本人確認書類(①または②のどちらか)を添えて送付**してください。
1月10日までに提出がされない場合や本人確認書類が無い場合、特例は利用できません。

①個人番号カードの表面・裏面それぞれのコピー

②通知カードのコピー + (運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳)のいずれか1つのコピー

▣確定申告・住民税申告を行う方や、上記の条件を満たしていない方はこの制度は利用できませんので、『寄附金受領証明書』を使用して、申告をしてください。

